

気 水 第125号
平成24年 9 月28日

神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の施行について（通知）

神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例（平成23年神奈川県条例第31号）を平成23年7月22日に公布し、これに合わせて、神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（平成24年神奈川県規則第23号）及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成24年神奈川県規則第24号）を平成24年3月30日に公布し、平成24年10月1日から施行します。

このうち、平成24年4月1日施行分については、既に、平成24年3月30日付け気水第249号により通知したところですが、平成24年10月1日に施行される部分の内容及び改正の趣旨については、別紙のとおりですので、条例の円滑な施行及び運用を図られますよう通知します。

第 1 改正の趣旨及び概要

神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年神奈川県条例第35号）は、工場等の設置についての規制、事業活動における環境の保全のための措置等を定めることにより、県民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的に制定され、平成10年4月から施行してきた。

条例の施行後10年余りが経過する中で、県民の環境に関する意識の高まりなど社会的状況の変化や大気・水質の環境改善の現状等を踏まえ、環境保全における事業所の自主的な取組や県民・事業者の相互理解を一層促進するため、平成23年7月22日に神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例（平成23年神奈川県条例第31号）を公布（以下、同条例による改正前の神奈川県生活環境の保全等に関する条例を「改正前の条例」といい、改正後の神奈川県生活環境の保全等に関する条例を「条例」という。）し、平成24年10月1日より施行することとした。

また、この条例改正とともに、所要の改正を行うため、平成24年3月30日に神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成24年神奈川県規則第24号）を公布（以下、同条例による改正前の神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成9年神奈川県規則第113号）を「改正前の規則」といい、改正後の神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則を「規則」という。）し、平成24年10月1日より施行することとした。

1 定義の改正等（第2条関係）

定義の明確化を図るため、従前、第2章以下の条文中で規定されていた用語を第1章（総則）第2条（定義）に移行させるとともに、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「土壤汚染対策法」という。）との用語の整合を図る観点から「特定有害物質」の定義を改め、「地下浸透禁止物質」の用語を新たに追加するなどの改正を行った。

さらに、汚染土壌の処理に伴う公害の発生を防止するため、「汚染土壌の処理の作業」を条例別表第1の51の2に掲げる作業として追加した。

2 指定事業所の設置等の手続等の簡素・合理化（第8条～第10条関係）

指定事業所の手続規定を見直し、変更に係る手続のうち事前届出を廃止するなど簡素・合理化を図った。

具体的には、改正前の条例では、「指定事業所」の変更に係る手続について、公害防止上の影響度に応じ、許可申請、事前届出、事後届出の3つの手続きを規

定していたが、指定事業所の手続規定を見直し、周辺の地域の生活環境に対する影響のあるものを許可申請、その他を事後届出とした。

これに伴い、事前届出の手続規定を変更の許可及び変更の事後届出に整理し、騒音や振動が増大するなど、人の健康又は生活環境の保全への影響が増大する場合は、変更の許可の対象とし、それ以外は変更の事後届出とした。

また、許可申請時に環境への配慮事項を記載した環境配慮書の提出も義務付けていたが、3の「環境配慮推進事業所」の登録制度を設けたことに伴い、当該義務付けは廃止することとした。

3 指定事業所の自主管理の推進（第19条の2～第24条の2、第37条及び第38条、第42条の3、第47条及び第48条関係）

従前から事業者による自主管理を指針などにより支援してきたが、光化学オキシダントなど規制のみでは対応が難しい公害問題への対応を進めるとともに、事業者の説明責任や法令遵守の徹底など社会的な要請を踏まえ、指定事業所の自主管理を一層推進する仕組みとして、事業者が自主的に環境配慮を行っている取組内容を評価する制度として「環境配慮推進事業所」の登録制度を設け、登録された事業所に対して変更許可の手続の一部を免除することとした。

また、自主管理を推進する仕組みとして、化学物質の自主的な管理の状況を報告する制度を設けた。

さらに、事業者が実施する環境への負荷を継続的に低減するための取組を支援するため、「公害の発生要因の低減に関する指針」の内容を見直し、事業者において、自主的な取組が促進されるよう必要な事項を追加することとして、「環境の負荷の低減に関する指針」に改めるとともに、「環境に係る組織体制の整備に関する指針」を改正した。

なお、見直し後の指針の内容は、規則別表第1の4に規定した「環境配慮推進事業所」の登録要件との整合を図った。

4 土壌汚染対策関係（第58条～第63条の3関係）

近年、全国的に土壌汚染の判明件数の増加が見られること及び法令に基づかない自主的な調査により土壌汚染が判明する事例が多く見られることなどを受けて平成21年4月に土壌汚染対策法の一部が改正されたことを踏まえ、法と連携した効果的な取組の推進を図るとともに、土壌汚染対策の推進のため同法を補完する規定を設けることなどを目的に、汚染された土地及び汚染土壌に係る努力義務規定の追加、汚染土壌による埋立て等の禁止規定の追加、土壌汚染対策法に基づく土壌調査により判明した土壌汚染による地下水への影響の調査規定の追加などを行った。また、土壌汚染対策法第6条第1項又は同法第11条第1項の規定による指

定がされた特定有害物質使用地については、原則として条例に基づく公害防止計画の作成を要しないものとした。

また、知事は特定有害物質又はダイオキシン類による土壌の汚染状態その他の事項の調査及び汚染土壌による人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために講ずべき措置に関する指針（以下「土壌汚染の調査及び講ずべき措置に関する指針」という。）を定め、公表するものとした。

5 環境情報の提供の促進関係（第97条～第101条の3関係）

県民の環境に関する意識の高まりを踏まえ、環境への負荷を低減するなどの環境の保全に関する活動及び環境への負荷を生じさせる又はそのおそれを生じさせる事業活動の状況に関する情報（以下「環境情報」という。）を、県民と事業者が共有し相互理解を進める趣旨の規定を設けた。

また、周辺の地域の環境への配慮が特に必要と認められる事業を行おうとする者を「周辺環境配慮事業者」と定め、事業を行うに当たり、あらかじめ近隣住民等への「環境情報の提供」や「周辺の地域の生活環境に及ぼす影響の把握」を義務付けた。

この改正に基づき指針を整備することとし、提供する環境情報の内容や周辺の地域の生活環境に及ぼす影響の把握の方法などを規定することとした。

6 法令改正に伴う規制対象物質、規制基準の見直し関係（第2条の3、第113条、第113条の3関係）

平成21年11月に「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境省告示第59号。以下「水質環境基準」という。）及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年環境省告示第10号。以下「地下水環境基準」という。）が改正され、1,4-ジオキサン等の環境基準が設定されたこと並びに平成23年3月に水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）の一部が改正され、事故時の措置の対象物質として52項目の指定物質が定められたことを踏まえ、地下浸透の禁止の対象となる物質、事故時等の措置の対象となる物質並びに環境汚染原因物質及び基準値を改正した。

7 その他の改正関係（第26条、第49条、第51条関係）

これまで不飽和ポリエステル樹脂の塗布の作業については、悪臭の苦情原因となるガラス繊維強化プラスチック（FRP）製品の製造の作業を指定外事業所で行う場合について、事前の届出を規定していたが、そもそも合成樹脂製品の製造の一環として一定の施設を用いて不飽和ポリエステル樹脂の塗布の作業を行う事業所は指定事業所として規制されるものであることも踏まえ、「不飽和ポリエス

テル樹脂の塗布の作業」に特化した届出制度は廃止することとし、当該作業を住居系地域において禁止される行為に指定することで、悪臭による生活環境に係る被害の未然防止を図ることとした。

また、「屋外燃焼行為の制限」については適正な管理のもとに行われる燃焼行為を規制するものではないため「屋外における焼却の制限」と改め、事業者以外でも苦情が発生している個人による行為も規制するため、原則として「何人も」屋外において規制対象物を焼却してはならないこととした。

さらに、低公害車導入の現況等を踏まえ、全ての者に低公害車導入等の責務を課すこととし、一定規模の事業者に課していた特定低公害車導入義務を削除した。

その他、応急措置を実施する事故の報告制度とともに、違反者等への勧告・公表に関する規定を定めた。

第2 改正の内容並びに解釈及び運用

運用上留意すべき事項については、平成24年10月1日施行分について記載した。

なお、平成24年4月1日施行分については、平成24年3月30日付け気水第249号で通知済である。

1 定義

(1) 定義の見直し（条例第2条関係）

ア 事業所（条例第2条第2号）

昭和46年に制定した神奈川県公害防止条例（昭和46年神奈川県条例第5号。以下「公害防止条例」という。）では、工場又は事業場について「工場等」と称していた。

公害防止条例の逐条解説では、「工場又は事業場」とは、「『工場』とは、物の製造、加工、修理等の業務のために使用する場所をいい、また、『事業場』とは、営利事業であると非営利事業であるとを問わず、事業経営の内容たる活動の行なわれる一定の場所のうち、工場を除いたもの」としており、昭和53年に改正した公害防止条例（以下、「改正公害防止条例」という。）の解釈及び運用に関する通知（昭和53年11月17日環総第100号環境部長）においても、前記解釈を継承し、「一般家庭の住居以外で一定の場所を占めて事業活動を行っているものはおおむね工場ないし事業場に該当するとするのが条例の趣旨」としていた。

さらに、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例の施行について」（平成10年3月31日環総第128号。以下「施行通知」という。）においても、「『事業所』とは一般家庭の住居以外で一定の場所を占めて事業活動を行っている場所をいう。営利、非営利又は個人、法人を問わない。果樹園、畜舎、資材置場、店舗、学校、公共施設等が全て包含される。」としている。

今回の改正により、条例第2条第2号で「事業所」の定義を規定したが、事業所が物を製造する工場に限られるものではないことを明確化したものであり、これまでと規制の対象が変わるものではない。

イ 粉じん（条例第2条第4号）

「粉じん」の規制は、公害防止条例以来、コンクリート工場、砂利採石、宅地造成、車両運搬等から発生するものを想定しており、定義も不変であったが、生活環境の保全の観点から、粉じんが飛散する可能性の高い建物の解体現場等において飛散防止措置が講じられるよう、「粉じん」の定義に「建築物その他の施設を解体し、改造し、若しくは補修する作業」を追加し、基準を適用することとした。

ウ 地下浸透禁止物質、特定有害物質（条例第2条第7号、第8号）

改正前の条例では、条例第29条に基づく地下浸透禁止規制の対象となる物質と条例第7章の規定に基づく土壤汚染に関する規制の対象となる物質の両方を「特定有害物質」として規定していたが、今回の改正により、条例第29条に基づく地下浸透禁止規制の対象となる物質を「地下浸透禁止物質」、条例第7章の規定に基づく土壤汚染に関する規制の対象となる物質を「特定有害物質」として規定した。

その際、地下浸透禁止物質としては、従来の特有有害物質に地下水環境基準が設定された1,4-ジオキサン及び塩化ビニルモノマーを追加し、シス-1,2-ジクロロエチレンを1,2-ジクロロエチレンに改めた計28項目を規定した。また、特定有害物質としては、従来の特有有害物質からアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物並びにクロム及びその化合物（六価クロム化合物を除く。）を除いた計25項目を定め、土壤汚染対策法に定める特定有害物質と同じものとした。

エ 指定作業、指定施設（条例第2条第10号、第11号）

改正前の条例では、「指定作業」は第2条第6号の「指定事業所」の中で定義し、「指定施設」は、条例第3条第2項第8号に定義していたが、条例第2条第10号及び第11号に移行し定義を明確にした。

オ 指定事業所（条例第2条第12号）

改正前の条例では、指定事業所とする事業所から「臨時的又は仮設的な事業所を除く」こととし、その運用解釈として、おおむね1年を超えて存続するのは臨時的又は仮設的な事業所と判断しない旨を通知し、運用してきた。

しかしながら、設置期間が1年未満の施設においても、周辺に相当程度の影響が見受けられる場合があり、公害の防止対策を審査する必要があるため、条例第2条第12号の「指定事業所」の定義に「（当該指定作業の期間が継続して6月を超えない事業所を除く。）」を追加した。

カ 自動車（条例第2条第15号）

自動車の使用は、事業所における環境負荷の低減等にも関連するため、改正前の条例第86条の2に規定していた「自動車」の定義を、条例第2条の用語の定義に移行した。

（2）指定作業の追加及び見直し（条例第2条第10号、条例別表第1及び規則別表1関係）

ア 汚染土壌の処理に伴う公害の発生を防止するため、汚染土壌の処理の作業を条例別表第1に定める作業に追加した。また当該作業のうち浄化等処理施設、セメント製造施設又は分別等処理施設のいずれかを用いて行うものを規則別表第1の51の2の項に掲げる指定作業として追加した。

ここで「浄化等処理施設」とは、汚染土壌について浄化（汚染土壌に含まれる特定有害物質を抽出し、又は分解する方法により除去し、除去した後の土壌の当該特定有害物質による汚染状態を規則別表第12の2の基準に適合させることをいう。）、溶融（汚染土壌を加熱することにより当該汚染土壌が変化して生成した物質に当該特定有害物質を封じ込め、規則別表第12の2の基準に適合させることをいう。）又は不溶化（薬剤の注入その他の方法により当該特定有害物質が溶出しないように当該汚染土壌の性状を変更させ、規則別表第12の2の1の基準に適合させることをいう。）を行うための施設をいい、「セメント製造施設」とは、汚染土壌を原材料として利用し、セメントを製造するための施設をいい、「分別等処理施設」とは、汚染土壌から岩石、コンクリートくずその他の物を分別し、又は汚染土壌の含水率を調整するための施設をいう。

なお、土壤汚染対策法の許可を受けた汚染土壌処理施設を用いる作業及び汚染された土地が含まれる一連の敷地内から汚染土壌を搬出せずに当該汚染土壌の処理を行う作業（いわゆるオンサイト処理）は、当該指定作業には当たらないものとした。

イ 規則別表第1の54の項に掲げる指定作業（廃ガスの燃焼又は分解の作業）の対象から、同表51の項に掲げる指定作業（資源の再生又は廃棄物の処理の作業）のうち（15）廃棄物焼却炉を用いる作業に該当するもの及び同表51の2の項に掲げる指定作業（汚染土壌の処理の作業）のうち浄化等処理施設を用いる作業及び法許可浄化等処理施設（汚染土壌処理業に関する省令（平成21年環境省令第10号）第1条第1号に規定する浄化等処理施設（補助燃料を使用する浄化等処理施設であって当該補助燃料用のバーナーの燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるものに限る。））を用いる作業に該当するものを除いた。

ウ 規則別表第1の66の項に掲げる指定作業（鉱物又は土石の採取、移送、粉碎、

選別又は加工の作業)の対象から、同表51の2の項に掲げる指定作業(汚染土壌の処理の作業)に該当するものを除いた。

(3) 指定施設の追加(条例第2条第11号、条例別表第1及び規則別表1関係)

ア 規則別表第1の35の項に掲げる「飼料又は有機質肥料の製造の作業」

剪定枝等のリサイクルにより有機質肥料が製造され、当該肥料が肥料取締法(昭和25年法律第127号)の規制対象となる場合は、当該項に該当する。しかしながら、有機質肥料の製造に必要な「乾燥施設」が規定されていなかったため、当該項に「乾燥施設」を追加することとした。

イ 規則別表第1の48の項に掲げる「40から47までに掲げる作業以外の食料品の製造の作業」

食品の製造の作業のうち、コーヒー豆等を焙煎し、粉砕後、製品化する場合、粉じん、騒音及び振動等の公害の発生が懸念されるため、当該項に「磨砕施設(原動機の定格出力が7.5キロワット以上であるものに限る。)」を追加することとした。

ウ 規則別表第1の51の項に掲げる「資源の再生又は廃棄物の処理の作業」

各種リサイクル法の改正に伴い、資源の再利用が一層推進されている状況を踏まえ、リサイクルに伴う二次的公害の発生を未然に防止するため、当該項に「コンベア施設(ベルトの幅が75センチメートル以上であるもの(密閉式のものを除く。))及びバケットの内容積が0.03立方メートル以上であるもの(密閉式のものを除く。))に限る。)、乾燥施設、圧縮成形施設、発酵施設及びメタン発酵施設」を追加するとともに、「乾留施設」を「熱分解施設(乾留施設を含む。)」に改めた。

エ 規則別表第1の51の2の項に掲げる「汚染土壌の処理の作業」

汚染土壌の処理に伴う公害の発生を防止するため、当該項を追加し、「浄化等処理施設、セメント製造施設及び分別等処理施設」を規定した。なお、指定施設の解釈については、(2)アに記載のとおりである。

(4) 指定事業所の設置許可申請(条例第3条関係)

ア 設置許可申請書記載事項について(条例第3条第2項関係)

(7) 第6号の「指定事業所の敷地内における建物等の配置、規模及び構造」について、配置と構造により審査が行えることから「規模」を削除した。

また、改正前の条例第9条に基づく事前届出対象事項で改正前の規則第14条第1項第1号の「指定事業所の敷地の境界線の変更」について、設置許可申請時にその基となる「敷地の境界線」を記載した書類の提出を定めていなかったため、今回の改正で第6号に「敷地の境界線」を追加した。

- (イ) 申請書の審査上必要な情報として、第7号に「工程」を追加した。
- (ウ) 条例第8条（変更許可）の改正に伴い、変更許可の該当性及びその可否を審査するため、条例第3条第2項第12号に「排煙その他規則で定める物質の排出に係る予測値及びその算出根拠」、同条同項第13号に「排水指定物質、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質その他規則で定める物質の排出に係る予測値及びその算出根拠」、同条同項第14号に「騒音及び振動の予測値及びその算出根拠」を追加し、規則第6条でそれぞれの予測値の算出方法を規定した。
- (エ) 申請書の審査上必要な情報として、条例第3条第2項第15号に「別表第1の51の項に掲げる作業（当該作業の一部分のみを行う場合のその作業又は当該作業と密接に関連する作業を含む。）を行う指定施設を設置する指定事業所にあつては、当該指定施設において再生する資源又は処理する廃棄物の種類及び量」を追加した。
- (オ) 改正前の条例第8条の公害の防止上重要な変更として、改正前の規則第11条第1項第5号に「別表第1の68の項に掲げる貯蔵施設において保管する物質の変更」があつたが、許可申請時にその基となる書類の提出を求めていなかったため、許可申請時の記載事項に条例第3条第2項第16号を「別表第1の68の項に掲げる作業（当該作業の一部分のみを行う場合のその作業又は当該作業と密接に関連する作業を含む。）を行う指定施設を設置する指定事業所にあつては、当該指定施設において保管する炭化水素系物質の種類及び量」として追加した。
- (カ) 改正前の条例では、第3条第2項の許可申請時の記載事項のうち、第14号の規定による規則で定める事項として規則第7条第1号で「指定事業所における自動車の出入口の位置」を定めたが、条例第4条の許可基準に該当し審査が必要なのは生コンクリートプラント等の出入口の位置であり、許可申請時に必要な項目であることから、条例第3条第2項第17号に「生コンクリートプラントその他の規則で定める施設を設置する指定事業所にあつては、自動車の出入口の位置」を追加し、改正前の規則第7条は削除した。
- (キ) 第1の7のとおり、不飽和ポリエステル樹脂の塗布の作業については届出制度を廃止し、当該作業を住居系地域において禁止される行為に指定した。
また、指定事業所において当該作業を行う場合には、指定事業所の設置許可に当たり悪臭対策について審査を受けるものとして、条例第3条第2項第18号に「不飽和ポリエステル樹脂の塗布の作業を行う指定事業所にあつては、その作業の方法」を追加した。
- (ク) 公害の防止の方法に関する計画は、技術の進歩により新規の技術が採用されることが多いことから、条例第3条第2項第19号に「（その方法を明らか

にするために必要となる事項を含む。) 」を追加した。

- (ケ) 事業所における事業内容を把握するため、規則第7条の2で「条例第3条第2項第20号に規定するその他規則で定める事項は、指定事業所における事業内容とする。」を規定した。

イ 設置許可申請書に添付する書類等について（条例第3条第2項、規則第4条関係）

設置許可申請に係る書類は、規則第4条第1項第1号から第3号までに規定したが、それに伴い、同条第2項第1号から第4号までに添付書類を規定した。

(7) 申請者の状況確認に係る書類

申請者が、破産、解散、死亡等といった状況になく、事業を的確に行える状況にあることを確認するため、設置許可申請書の添付書類を規則第4条第2項で次のとおり定めた。

- a 申請者が法人である場合にあっては、登記事項証明書（同条第2項第1号）
- b 申請者が個人である場合にあっては、住民票の写し（同条第2項第2号）
- c 申請者が前2号に該当しない者である場合にあっては、その組織及び運営に関する事項を記載した書類（同条第2項第3号）

また、代理人が申請する場合の委任状等については別項で述べる。

(イ) 敷地の境界線の設定に係る書類

規制基準の遵守状況を確認するための騒音の測定の地点は、規則別表第11の備考5のとおり、「事業所の敷地境界線上の地点」と規定しており、例外的に、知事が指定する工業団地については「当該工業団地の全体の敷地境界線上の地点」と規定している。

一方で、知事が指定する工業団地ではなくとも、事業者が、例えば指定事業所を関連会社の敷地内に設置するといった、指定事業所を複数の事業所（当該指定事業所を含む。）が立地する一団の土地に設置するに当たり、当該指定事業所に係る騒音の測定の地点を当該一団の土地の境界線上に設定することが適当と考えられる場合には、当該一団の土地の利用に係る書類の確認を行った上で、当該一団の土地の境界線上に騒音の測定の地点を設定することを認める運用を行ってきたところである。

今回の改正においては、この運用を規則第4条第2項第4号に定めるとし、確認が必要な書類として「当該設定について当該一団の土地の所有者、占有者その他当該土地の使用権原を有する者全ての合意を得たことを証する書類」及び「当該一団の土地内における事業所の建物等の配置及び敷地の境界線を明示した図面」のうち知事が必要と認めるものと定め、指定事業所の設

置許可申請に係る提出書類として規定した。

また、この規定に基づき必要な書類を提出して指定事業所の許可がされた後、建物、指定施設、敷地の境界線等について騒音の予測値を増大させることとなる変更をする場合にあっては、指定事業所の変更許可申請を必要とすることとし、その際に知事が必要と認める書類を提出しなければならないこととした（規則第11条第4項）。

ウ 提出書類の一部省略の削除（規則第5条関係）

改正前の規則では、業種を限定して指定外作業に係る書類の提出を省略できるとしてきたが、今回の改正では、申請書に記載する事項を整理し、許可の基準の審査に必要な事項のみを申請書に記載することとした。

この結果、省略規定が不要となったため当該条項（規則第5条）を削除した。

エ 表示板の掲示（条例第6条関係）

指定事業所の許可を受けた者に対して、周辺住民に対して、許可を受けていることを情報提供することを目的として、名称、許可年月日及び許可番号、公害防止担当部課等及び連絡先を表示板で掲示するよう規定した。

また、当該目的のためであれば対象事業所を限定する必要はないため、表示対象事業所等を規定していた改正前の規則第9条は削除した。

オ 設置工事完了の届出（条例第7条関係）

改正前の条例においては、指定事業所は事業を開始した後15日以内に事業開始の届出を規定していたが、当該指定事業所が許可の内容及び条件に適合しているかどうかを早期に確認するため、当該届出の時期を指定施設の設置工事が完了した後に改めた。

また、この届出に当たり「指定施設及び公害を防止するための装置の配置図」を添付書類に追加した（規則第10条）。

なお、知事の確認を得てから事業開始が行えるといった制限を設けるのではなく、工事完了届を提出後、事業者は直ちに施設の使用を開始することができる。

（5）変更に係る手続（条例第8条～第10条関係）

改正前の条例では、指定事業所の許可を受けた者が新たな指定施設の設置等を行う際は、公害防止上の影響に応じ、許可申請、事前届出、事後届出の3つの手続きを規定していたが、指定事業所の手続規定を見直し、周辺の地域の生活環境に対する影響のあるもので行政が事前に把握すべき事項を許可申請、その他の事後にある一定の期間に変更等の内容を把握していれば支障のない事項を事後届出とするなど、手続の簡素・合理化（変更に係る手続のうち事前届出を廃止）を図

った。

ア 変更許可対象の整理（条例第8条関係）

改正前の条例第9条及び第10条について、「公害の防止上重要な」内容、「公害の防止上比較的重要な」内容及び「事後で確認が可能な」内容について環境保全上の観点で整理した結果、今回の条例改正では「公害の防止上重要な」内容のみ第8条の変更許可対象とし、それ以外の変更は、全て「事後で確認が可能な」第10条の事後届出とし、第9条の変更の事前届出は廃止した。

第8条の変更許可対象の考え方は、「人の健康又は生活環境の保全への影響が増大する可能性のある変更等」であり、指定施設等に係る変更のうち、「排煙若しくは排水に係る物質の予測値の増加又は騒音若しくは振動の予測値の増加に伴い周辺の地域の生活環境に対する影響が増加するものや敷地境界線又は排水先の変更により、変更前より厳しい規制基準が適用されるもの」とした。

イ 軽微な変更等（条例第8条第1項、規則第11条関係）

(7) 環境配慮推進事業所における手続等

今回の改正において、周辺の生活環境への配慮を実施している事業所として新たに環境配慮推進事業所を規定し、変更許可の手続が免除される優遇措置を設けた。

なお、「公害の防止上特に重要な変更」については、環境配慮推進事業所であっても、当該変更該当するならば、変更の許可申請は必要とした。

具体的には、規則別表第1の51の項に掲げる廃棄物焼却炉に係る変更のうち、条例第3条第2項第8号から第15号まで及び第19号に掲げる事項とした。

(イ) 規則で定める軽微な変更

条例第8条第1項第4号に規定するその他規則で定める軽微な変更は、規則第11条第2項に定めるものとし、次の各号のいずれにも該当しない変更とした。

- a 条例第3条第2項第4号及び第11号に掲げる事項に係る変更にあつては、変更後の指定事業所の位置及び排水の排出先に適用される条例第4条第1項第1号の規定による規制基準が厳しくなるもの
- b 条例第3条第2項第6号、第8号から第10号まで、第15号、第16号及び第19号に掲げる事項に係る変更にあつては、同項第12号から第14号までに掲げる予測値を増大させることとなるもの
- c 条例第3条第2項第7号に掲げる事項に係る変更にあつては、指定作業の種類

ウ 事前届出の廃止（条例第9条関係）

手続の合理化に伴い、第9条の「事前届出」は廃止した。

エ 事後届出（条例第10条関係）

変更の事後届出は、公害防止条例の制定時より「氏名等の変更の届出」として規定し、当初は指定事業所の基本情報（事業所名、業種等）以外に、「指定工場等の敷地内における建物等の配置及び構造」、「原材料、燃料等の種類及び使用予定量」、「製造工程」が事後届出であった。

公害防止条例に第9条の事前届出が規定された際、「指定工場等の敷地内における建物等の配置及び構造」が変更許可に、「原材料、燃料等の種類及び使用予定量」は事前届出に、「製造工程」は届出対象外になり、「指定作業の廃止」、「指定施設の使用廃止」、「下水道接続」が事後届出となり、条例制定時に「指定施設の構造変更（指定施設に該当しなくなった場合に限る。）」が追加された。

今回の改正では、第3条第2項第1号から第3号までの基本情報は引き続き事後届出とし、条例第3条第2項第4号、第6号から第8号まで、第10号から第15号まで又は第18号、第19号に掲げる事項の変更がある場合にあっては、条例第8条の対象以外の変更は全て事後届出とした。

（6）承継に係る手続（条例第11条関係）

公害防止条例においては、譲渡又は賃貸に関し、いわゆる一部承継を認めていたが、改正公害防止条例において全部承継に限るものとした。

その後、平成9年の条例制定では「指定工場」を「指定事業所」と改め、商法の平成12年改正に併せて、平成13年改正で「分割（当該指定事業所の全部を承継させるものに限る。）」を追加した。

大気汚染防止法（第12条）又は水質汚濁防止法（第11条）における承継は、ばい煙発生施設又は特定施設を対象としており、条例における承継は事業所を対象としている。

条例は、公害防止条例以来、基本的な仕組として総合審査許可制度を導入しており、承継の対象となる概念も事業所全体を想定しているが、商法における会社分割は「特定事業部門の子会社」、「子会社間での事業整理」を目的としたものであり、事業所の機能全体を承継する「分割」は現実的ではなく、近年増加している分社化、子会社化のための分割が行われた場合は、分割会社及び分割により事業の一部を承継する法人が、それぞれ指定事業所の新規設置許可申請を行ってきた。

このため、これらの分社化に対応するため、改正後は当該一部の指定事業所がそれぞれ単独で公共下水道に排水を排出している場合に限り、会社の分割に伴う指定事業所の一部の承継を認めることとした。

これは、他法令により明らかに別法人として認定されており、改めて当条例により法人格について審査する必要がないためである。

この場合であっても、条例第10条の事後届出の対象となる変更を行った場合には、別途、変更届出を行う必要がある。

なお、敷地の境界線については、敷地の利用権原を証明する書類（登記簿謄本、借地契約書、地上権設定契約書等）又はこれらに代わる書類（当事者の合意書、確認書）を確認して行うものとする。

（7）廃止等の届出（条例第12条関係）

指定事業所の設置の許可対象は、公害防止条例以来、操業している指定事業所であり、指定施設の廃止（使用できない状態を含む）に伴い指定事業所に該当しなくなった場合は、廃止の届出をする規定があるが、指定施設が廃止されないうまま指定事業所が休止状態になった場合には手続の規定がなかった。

このため、指定事業所が休止状態になった場合の休止の届出を規定し、併せて再開時の届出を規定した。

（8）許可時の環境配慮書の提出制度の廃止（条例第16条、第17条関係）

環境配慮書の提出は、平成9年の条例制定において「強制的手法に加え、誘導的手法の導入」として、事業者育成の観点から自主管理を推進する手法として定めたもので、指定事業所に係る設置許可又は変更許可時にその申請書の添付書類として提出する仕組みとしてきたが、許可が必要となる変更事項のない事業者は、環境配慮書を行政に提出する機会がなく、優れた取組が評価されないといった課題もあった。

そこで、事業者が環境配慮を行っている内容を評価する新たな制度として、環境配慮推進事業所制度（条例第19条の2）を創設し、指定事業所の許可申請時に環境配慮書を提出する現行制度は廃止した。（第16条、第17条の廃止）

2 環境管理事業所及び環境配慮推進事業所

（1）環境管理事業所認定基準の見直し（条例第18条及び規則24条関係）

環境管理事業所制度は、自主管理の推進として本県が全国に先駆けて導入した制度で、環境に係る一定の管理能力を備えた事業者については、行政手続を簡素・合理化し一部の手続を省略できる制度であり、事業者の環境に係る管理能力を客観的に判断できる指標は、環境管理・監査に係る国際的な規格（ISO14000シリーズ）の登録を採用した。

また、環境管理事業所の認定を受けた事業者の名称、環境に関する方針等を公表することにより、事業者が環境に対する取組みを県民にアピールできる場を提供し、事業者のメリットとしても機能することを企図してきた。

条例の環境管理事業所の認定基準としては、これまでISO14001の認証取得の

みを規定してきたが、環境省の環境格付評価基準では、ISO14001以外にエコアクション21とKES・環境マネジメントシステム・スタンダードを採用している。

エコアクション21は、環境省が作成したエコアクション21ガイドラインに基づき、取組を行う事業者を、審査し、認証・登録する制度で、ISO14001に替わる認証・登録制度として広く普及している。

また、KESは、「京のアジェンダ21フォーラム」が中小企業に向けてわかりやすい規格で安価な「環境にやさしい基準」としてKES・環境マネジメントシステム・スタンダード」を策定し、2007年4月からその運営組織を法人化し、「特定非営利活動法人・KES環境機構」として活動をしている。KESはステップ1（環境問題を取組はじめた段階）とステップ2（将来「ISO14001」の認証取得を目標にする段階）を毎年更新している。

今回の改正では、エコアクション21とKESのステップ2についてはISO14001と同じく一定の環境管理が可能な制度として環境管理事業所の認定基準に追加した。

認定の有効期間は3年の範囲内で知事が定める期間（条例第18条第3項）としているが、これまでの運用として申請書類により審査登録機関による登録の有効期限を確認し、その期間に合わせるべきものとしてきた。

エコアクション21とKESステップ2を追加したことにより、登録を受けた環境マネジメントシステムによって、審査登録機関による登録期間がISO14001は3年間、エコアクション21は2年間、KESステップ2は1年間と相違することとなるが、認定期間については、これまでどおり、審査登録機関による登録期間と同一とするため、エコアクション21で登録した場合は認定期間は2年、KESステップ2で登録した場合は認定期間は1年となる。

このほか認定基準については、以下の見直しを行った。

ア 改正前の規則第24条第2号には排煙及び排水の測定がなされていることを規定していたが、その実施されている期間が明確でなかったこと、規制基準の遵守が明記されていなかったことから、基準を超過しているにもかかわらず認定が継続されている事例があった。

このため、排煙及び排水の測定がなされており、かつ、3年以上条例第25条第1項及び第28条第1項の規制基準を遵守していることと改正した。

ただし、一旦、環境管理事業所の認定を受けた事業所が認定期間中に新たに指定施設を設置する場合（既存の施設の更新を含む。）は、新たに指定施設を設置する場合に限り、稼動期間が3年未満であっても、規制基準を遵守していれば認定基準の適合は継続するものとする。

また、今回の条例改正によりガス発生炉のうち燃料電池等改質器から排出される窒素酸化物及びばいじん、又はガス専焼のボイラー、ガスタービン及びガ

ス機関から排出されるばいじんに係る測定を5年に1回としたため、これに該当する指定事業所については、直近の測定記録を提出させ、規制基準に適合しているか審査する。なお、それ以降は、規定どおり、最低5年間に1度の測定結果の提出を求めることとする。

- イ 規則第24条第6号に「指定事業所において、条例第58条第2項に規定する規則で定める基準に適合しない土壌又は条例第113条の3に規定する環境汚染（以下この号及び第26条第5号において「土壌汚染等」という。）が認められる場合にあっては、土壌汚染等の拡大を防止するために必要な措置を講じていること。」を追加した。
- ウ 今回の条例改正において、条例違反者に関する勧告（改正条例第110条の2）及び公表（改正条例第110条の3）を規定したため、規則第24条第7号に、当該勧告を受けたにもかかわらず、それに従わない場合も認定しないものとした。
- エ 条例第19条各号における欠格事由に該当しないことを誓約するための書面として、申請書に「誓約書」を添付することを追加した。（規則第25条第2項第2号）
なお、欠格事項の対象となる法令として「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）」（以下、「化管法」という。）を追加したが、化管法は違反に対し過料の規定のみであることを勘案し、欠格期間は1年とした。

（2）環境配慮推進事業所の登録制度（条例第19条の2関係）

ア 登録制度導入の経緯

事業者による自主管理を一層促進することを目的として、環境格付けの観点から環境管理事業所制度の見直しを行った。

今回の改正では、評価制度として取組の内容を数段階に分けて評価する手法を導入し、次のとおり2段階での評価とした。

- (7) 第1段階は環境管理事業所としての認定であり、認定した事業所の名称の公表を行う（条例第18条）
- (4) 第2段階は環境配慮推進事業所の登録であり、登録した環境配慮推進事業所に対して変更許可の免除を行う（条例第19条の2）

イ 登録要件

登録要件としては、規則別表1の4に2つの登録要件を規定し、そのいずれかに適合するものとした。

第1の登録要件としては、登録を申請する年度前の3年間において、次の(ア)から(ウ)までに掲げる全ての要件を満たすこととした。

また、これらの要件はそれぞれ、条例第38条に規定する「環境への負荷の低減に関する指針」、条例第40条に規定する「化学物質の適正な管理に関する指針」、条例第48条に規定する「環境に係る組織体制の整備に関する指針」の内容と整合しているものである。

(7) 「環境への負荷の低減に関する登録要件」は総合的に環境配慮を審査するもので、多種多様な業種が存在するため、登録の要件は3割以上とした。

(イ) 「化学物質の適正な管理に関する登録要件」は、これまで自主管理を促進してきた分野であり、各項目を3段階にレベルを分け、登録の要件は6割以上とした。

(ウ) 「環境に係る組織体制の整備に関する登録要件」についても化学物質同様、各項目を3段階にレベルを分け、登録の要件は6割以上とした。

なお、上記の三つの要件とも、当該事業所の事業内容、事業所の形態等から判断して該当しないと認められる項目については、採点の対象外とした。

また、第2の登録要件としては、当該事業所が近隣住民等と直接的な関わりを持つことは、条例第98条に規定する「環境情報の提供に関する指針」に掲げる項目も包含した環境保全に係る全般的な取組みを行っていることと同等以上であると判断して、次のいずれかに該当する場合を規定した。

(7) 近隣住民等と生活環境の保全に係る協定を締結していること

(イ) 環境情報を提供するための説明会を毎年1回以上定期的に開催していること

ウ 登録要件の適合性

登録要件への適合は、規則別表1の4に定める登録要件に合致していることを、事業者自らが自己採点等により評価した結果を登録申請書に添付してもらう自己評価の方式によるものとした。

また、登録要件を満たす根拠となる書類として、環境報告書等の添付を認めるものとする。

なお、当該指定事業所全体を含むいくつかの関連事業所が一括してグループ全体で環境報告書を作成しており、指定事業所の個別データ等が報告書から判断できない場合は、別途、当該指定事業所のデータを添付するものとする。

エ 登録制度のメリット

これまで環境管理事業所の認定のメリットとして、第8条の変更許可申請の免除を行ってきたが、この制度は廃止し、新たに環境配慮推進事業所に登録された場合に変更許可申請を免除するものとした。

変更許可申請の免除規定が環境配慮推進事業所の規定になったため、環境管理事業所の認定申請時の「指定作業及び指定作業を行うために事業所に配置される施設の概要」は、環境配慮推進事業所の登録申請時の添付書類とした。

なお、変更許可の項で前述したように、規則第11条の規定により、廃棄物焼却炉の規模、能力、構造等の「公害の防止上特に重要な変更」については、環境配慮推進事業所であっても変更許可申請の免除対象から除外されており、変更許可申請が必要になる。

オ 表示板の掲示（条例第22条 3 項関係）

当該条項については、環境配慮推進事業所についても自主的な取組みの推進として、条例第22条第1項及び第2項の環境管理事業所の表示板を掲示できる規定を準用すると規定した。

カ 経過措置

条例の施行日の前に環境管理事業所の認定を受けている事業所については、当該認定が終了するまでは、環境配慮推進事業所と同様に変更の許可申請の手続が免除される。（条例附則第10項）

（3）変更の届出（条例第21条関係）

環境管理事業所の認定申請事項の変更（条例第18条第2項第3号から第5号）については条例第21条第1項において、環境配慮推進事業所の登録事項の変更（条例第19条の2第2項第3号から第5号）については同条第2項において、それぞれ変更した日から起算して30日以内の届出を規定した。

なお、改正前の条例では、環境管理事業所は、変更に係る事前届出及び事後届出の手続も免除されていたが、条例では環境管理事業所のみならず、環境配慮推進事業所についても事後届出が必要となることに留意されたい。

3 大気・悪臭・騒音・振動関係

（1）住居系地域における禁止行為（条例第26条、規則第31条関係）

第1の7のとおり、不飽和ポリエステル樹脂の塗布の作業については届出制度を廃止し、住居系地域において禁止される行為に指定することとした。

なお、規則第31条第3号の「不飽和ポリエステル樹脂の塗布の作業」は、当分の間、改正前に届出対象としていたFRP製品の製造の作業に係るもののみを指すものとして取扱う。

また、規則の施行の際、現に住居系地域において当該作業を行っている者については、条例第26条第3項の規定により、禁止規定の適用は猶予される。

（2）排煙の測定（規則第32条関係）

排煙の測定が義務付けられている事業者について、測定対象の排煙の種類ごとに規定されていることを明確にするため文言整理を行ったものであり、当該事業者の範囲に変更はない。

なお、測定頻度の見直しについては、平成24年3月30日付け施行通知（気水第249号）により通知済である。

（3）屋外作業の騒音・振動公害の防止（条例第33条の2関係）

条例第33条の2の「屋外作業に伴う騒音及び振動公害の防止」の規定は、事業者による一般的な行為についての規制内容であることから、改正前の条例第6章第57条で規定していたものを第3章第3節の「騒音及び振動」に移行したが、内容に変更はない。

（4）屋外における焼却の制限（条例第49条、規則第41条関係）

改正前の「屋外燃焼行為の制限」の規定は、規則で定める一定の物（以下「規制対象物」という。）を適正な管理を行うことなく屋外で燃やすことにより有害物質を含む排煙や悪臭が発生するため、こうした行為による周辺の地域の生活環境の悪化を防止することを趣旨としていた。

この規制の対象となる典型的な行為は、規制対象物を野天でそのまま燃やす行為（穴を掘って燃やす行為及びドラム缶程度の容器を使って燃やす行為を含む。）や、明らかに廃棄物と認められる物を燃焼管理のできない焼却炉で燃やす行為である。

今回の改正はこの規制趣旨を変えるものではないが、屋外における焼却（改正前における「燃焼」）に起因する苦情については、その行為者が事業者だけでなく個人も相当の割合を占めていることから、規制対象を「事業者」から「何人も」とした。

また、条例第49条の規制には、適正な管理のもとに行われる種々の燃焼行為を規制するという趣旨はないため、制限する行為を「焼却」という表現に改正した。

屋外で規制対象物を焼却する行為のうち、規則で定める一定の行為は、公益上又は社会の慣習上やむを得ない例外行為としてこれまで認めてきており、規則改正後においても、従前と同程度の範囲は認めることとした。

ただし、例外行為として焼却することが認められる規制対象物は、従前からの指導も踏まえ、木材及び紙に限ることとした。

なお、消火訓練に伴う焼却においては、これらに加えて油脂類も認められる。

例外行為に該当する具体例としては、規則第41条第3項の各号につき、次のものが挙げられる。

ア 1号関係

農業者が肥料とするために行う草木の焼却（草は従前から規制対象外）、林業者が伐採した枝条の焼却

イ 2号関係

庭でバーベキューやたき火を行う際の薪又は木切れの焼却

ウ 3号関係

キャンプファイヤーやキャンプ場でバーベキューを行う際の薪又は木切れの焼却

エ 4号関係

学校活動やボーイスカウトにおいて炊き出し訓練を行う際の薪又は木切れの焼却

オ 5号関係

(7) 地域的慣習による催しに必要な焼却

どんど焼きを行う際の門松又はしめ縄に使用される木材や紙の焼却、大文字焼きを行う際の木切れの焼却、地域の伝統として定着している歳時を行う際の木切れの焼却

(4) 宗教上の儀式行事に必要な焼却

護摩焚きを行う際の薪の焼却

カ 6号関係

消火訓練を行う際の油、木切れの焼却

キ 7号関係

河川管理者が災害予防のために行う伐採した草木（草は従前から規制対象外）の焼却

なお、各号の例外行為に該当する焼却であっても、黒煙、悪臭等により周辺的生活環境に影響を及ぼすことのないよう最大限の配慮が求められるものである。

(5) 排煙の規制基準（規則別表第2～6関係）

ア 硫黄含有率の測定等（規則別表第2関係）

規則別表第2において、硫黄分試験方法に係る日本工業規格K2541の改正内容（規格名の変更）を反映するとともに、規則本文に規定されている固体燃料中の硫黄含有率の測定等を追記した。

イ 汚染土壌の処理の作業に係る施設に関する排煙の規制基準等（規則32条、規則別表第2から第5関係）

(7) 規則別表第1の54の項に掲げる指定作業（廃ガスの燃焼又は分解の作業）の対象から、同表51の2の項に掲げる指定作業（汚染土壌の処理の作業）のうち浄化等処理施設を用いる作業に該当するものを除いたことに伴い、浄化等処理施設のうち補助燃料を使用するものであって当該補助燃料用のバーナーの燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるものについて、排煙発生施設に追加し、別表5第3項に条例別表1の51の2の項に掲げる作業に係る浄化等処理施設に係る基準を追加することにより、こ

れまで適用されていた硫黄酸化物、窒素酸化物及びばいじんに係る規制基準との変更を生じさせないものとした。

- (イ) 規則別表第1の54の項に掲げる指定作業（廃ガスの燃焼又は分解の作業）の対象から、土壤汚染対策法第22条第1項の許可に係る汚染土壤処理施設を用いる作業に該当するものを除いたことに伴い、これまでの規制基準との整合を図るため、汚染土壤処理業に関する省令（平成21年環境省令第10号）第1条第1号に規定する浄化等処理施設（補助燃料を使用する浄化等処理施設であって当該補助燃料用のバーナーの燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるものに限る。以下「法許可汚染土壤処理施設」という。）について、排煙発生施設及び規則別表第2の対象施設に追加し、別表5第3項に条例別表1の51の2の項に掲げる作業に係る浄化等処理施設に係る基準を追加することにより、これまで適用されていた硫黄酸化物、窒素酸化物及びばいじんに係る規制基準との変更を生じさせないものとした。

なお、規則別表第5第3項のばいじんに係る規制基準は、指定外事業所に対しても適用されていることに留意していただきたい。

- (ウ) 炭化水素系物質に係る排出基準について、法許可汚染土壤処理施設（汚染土壤処理業に関する省令第1条第3号に規定する埋立処理施設を除く。）を規則別表第4第2項の対象施設に追加することにより、指定施設と同等の規制基準を適用するものとした。

(6) 粉じんの規制基準（規則別表第7関係）

建築物の解体等で発生する粉じんの影響を防止するため、1（1）イのとおり、粉じんを発生させる行為に「建築物その他の施設を解体し、改造し、若しくは補修する作業」を追加する改正を行い、事業所におけるこれらの作業について、規則別表第7の粉じんの規制基準が適用されることとした。

また、従前、規制基準の適用がある場所は「事業所」に限られていたところ、今回「事業所等」と改正し、住宅や事業活動が行われなくなった旧事業所の建屋といった、事業所には該当しない場所にある建築物等の解体等の作業が行われる場合についても、規制基準が適用されることとした。

この改正により、「建築物その他の施設を解体し、改造し、若しくは補修する作業」を行う者は規制基準を遵守しなければならず、粉じんの飛散により近隣の生活環境に影響が生じないように散水、覆い等の措置を講じる必要がある。

(7) 悪臭の規制基準（規則別表第8関係）

悪臭に係る規制基準において、悪臭を発生する作業及び悪臭を発生する原材料、

製品等の保管は「周囲の状況等から支障がないと認められる場合を除き」建物内で行うこと、及び原則としている建物内での作業を行うに当たり悪臭の漏れにくい構造の建物とすることを明確にした。

(8) 指定事業所を複数の事業所が立地する一団の土地に設置する場合の騒音に係る敷地境界（規則別表第11関係）

騒音の規制基準を定める規則別表第11の備考6の規定により、1（4）イ(イ)のとおり指定事業所の設置許可等の申請時に「知事が必要と認める書類」を提出した事業所については、当該一団の土地の境界線上の地点を騒音の測定の地点とすることができる。

4 水質の汚濁関係

(1) 地下浸透禁止の対象となる物質の変更（条例第29条関係）

第2の1（1）ウに記載のとおり、これまでは地下浸透禁止規制の対象となる物質を「特定有害物質」としていたが、これを「地下浸透禁止物質」に改めるとともに、従来の特有害物質に地下水環境基準が設定された1,4-ジオキサン及び塩化ビニルモノマーを追加し、シス-1,2-ジクロロエチレンを1,2-ジクロロエチレンに改めた計28項目を規定した。

なお、今回追加された物質（1,4-ジオキサン、塩化ビニルモノマー及びトランス-1,2-ジクロロエチレン）を製造し、使用し、処理し、若しくは保管する作業を行なう施設については、条例第29条第2項括弧書の規定により、施行の日以後に施設を設置する場合を除き同項の規定が適用されないことに留意されたい。

(2) 公共用水域に排出される排水の規制基準等の変更（規則別表第9関係）

ア 亜鉛及びその化合物に係る許容限度について、水質汚濁防止法に基づく一律排水基準が2mg/Lとされたことを踏まえ、同法に基づく一律排水基準が適用される事業所に係る排水に含まれる亜鉛及びその化合物の許容限度を3mg/Lから2mg/Lに改めた。

イ 備考5で定める「検出されないこと」の定義について、測定方法によって許容限度が変わることのないよう、水質汚濁防止法施行規則第6条の2に定める要件と同様に一定の数値に改めた。

5 事業所における環境負荷の低減等関係

(1) 環境への負荷の低減（条例第37条、第38条関係）

平成9年の条例制定の際に、事業者が環境配慮すべき項目を列記した指針を規定した。

今回の改正においては、指針の制度趣旨はこれまでと変わるものではないが、事業者が実施する環境への負荷を継続的に低減するための取組を一層支援するため、「公害の発生要因の低減に関する指針」を「環境への負荷の低減に関する指針」に改正した。

条例では、改正前の条例において第37条に実施事項を列挙していた事項を条例本文からは削除し、具体的内容は指針に明記した。

指針の改正内容では、従来規定していた項目に加え、規制だけでは解決が難しい光化学オキシダントの発生の防止、低周波音への配慮、自動車の使用に伴う環境負荷の低減などを追加した。

また、新たに制度化した環境配慮推進事業所（条例19条の2）の登録要件（規則別表第1の4）のうち1（1）環境への負荷の低減に関する要件と本指針との項目の整合を図り、環境配慮推進事業所の配慮事項に活用することとした。

（2）化学物質の自主的な管理の推進（条例第39条～条例第42条の3関係）

ア 化学物質の適正な管理（条例第39条）

前項の指針と整合をとるため、改正前の条例において第39条に実施事項を列挙していたものを条例本文からは削除し、具体的内容は第40条で規定する指針に明記することとした。

なお、指針の内容は現行どおりで変更はない。

イ 化学物質管理目標の作成（条例第42条）

当該条項に基づく管理目標の作成と報告が必要な化学物質は、化管法の第2条第5項に規定する第一種指定化学物質であることを明確化した。

ウ 化学物質の自主的な管理の推進（条例第42条の2）

事業者自らが環境への負荷を認識するとともに、自主管理を一層推進するため、事業者が使用等する化学物質を適正に管理し、当該化学物質に関する情報の収集及び整理の努力規定を設けた。

エ 化学物質の自主的な管理の状況の報告（条例第42条の3）

近年、一部の事業者において、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の排出基準の超過があった場合に、ばい煙や排水の測定結果を改ざんする等の不適切な事案が発生した。この事態を受け、平成22年3月に「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律」（平成22年法律第31号）が公布され、両法の改正では、測定結果の記録について、ばい煙量等や排出水の汚染状態等の記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者に対し、罰則が規定された。

今回の改正では、事業者自らが化学物質の使用履歴と管理体制を把握するよう促し、事業者の自主管理を一層推進するとともに、早期の情報収集を目的として、「化学物質の自主的な管理の状況の報告」制度を導入した。

具体的には、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法及び本条例において測定及び記録の管理が義務化されている物質の名称等を、3年に1度、指定事業所の設置者に報告させるものである。

また、この報告では化学物質の管理状況に加えて、「環境に係る組織体制の整備に係る事項」を報告事項として規定したが、この事項は「化学物質の適正な管理に関する指針」及び「環境に係る組織体制の整備に関する指針」に基づき実施状況を自己チェックして報告するものとし、環境に係る組織図及び連絡体制を併せて提出するものとした。

なお、報告を行わないものに対しては、条例第110条の2に基づき報告を勧告し、勧告に従わない場合は、条例第110条の3の規定により氏名を公表することができることとした。

(3) 廃棄物の発生の抑制及び適正な処理（条例第43条～第44条関係）

「神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」（平成19年4月1日施行）の制定及び関係法令の整備を踏まえ、内容が重複する当該規定を廃止することとした。

これにより、「廃棄物の発生の抑制及び適正な処理に関する指針」（平成9年神奈川県告示第964号）は、平成24年9月30日限り廃止する。

(4) 環境に係る組織体制の整備（条例第47条～第48条関係）

ア 環境に係る組織体制の整備（条例第47条）

改正前の条例において第47条に実施事項を列挙していたものを条例本文からは削除し、具体的内容は指針に明記した。

イ 環境に係る組織体制の整備に関する指針（条例第48条）

事業者が実施する環境に係る組織体制の整備を支援することを目的として、従前から規定していた項目に加え、法令の遵守状況の確認などを追加した。

また、新たに制度化した環境配慮推進事業所（条例19条の2）の登録要件（規則別表第1の4）のうち1（3）環境に係る組織体制の整備に関する要件と本指針との項目の整合を図った。

6 土壌汚染対策関係

(1) 土地の区画形質の変更に伴う公害の防止の規定の変更（条例第58条第1項関係）

対象となる者を、土地の区画形質の変更を行なう事業者から土地の区画形質の変更を行う者に変更した。

これに伴い、施行通知別紙「第3の7 第7章「土壌、地下水及び地盤環

境の保全」について (2) 」を次のように改める。

(2) 第1節「土地の区画形質の変更に伴う公害の防止」について(第58条第1項)

第58条第1項は、土地の区画形質の変更を行おうとする全ての者に係る義務である。

この規定は、土地の区画形質を変更する際に、当該土地の汚染された土壌又は埋め立てられた物の飛散、流出等に起因する公害を防止するものである。

必ずしも既存の土壌汚染の解消を目的としてはおらず、また、搬入される土等による新たな汚染を防止することを目的にしたものではない。

土地の区画形質の変更とは、敷地の一部を譲渡、返還又は貸与すること等による敷地境界の変更及び土木工事等による土地の形質の変更をいう。

(2) 土壌の汚染状態の基準の設定(条例第58条第2項関係)

これまでは、特定有害物質に係る土壌の汚染状態の基準を土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)第1に規定する環境基準の値としていた(改正前の規則第50条第1号)ものを、規則別表第12の2により特定有害物質毎に基準値を規定するとともに、土壌に含まれる特定有害物質の量に関する基準(土壌汚染対策法に定める土壌含有量基準に相当する基準)を追加した。

また、土壌に含まれるダイオキシン類に関する土壌の汚染状態の基準についても同別表に規定した。

さらに、土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量に関する基準に適合しないことが判明した土壌については、その後に薬剤の注入その他の方法により特定有害物質が溶出しないように当該土壌の性状を変更して基準値に適合する状態にした場合であっても、基準値に適合しないものとして扱うものとした。

なお、土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量に関する基準及び土壌に含まれるダイオキシン類の量に関する基準の値は、これまでと変更ない。

(3) 汚染された土地及び汚染土壌に係る努力義務規定の追加(条例第58条第2項～第58条の2、第58条の4及び第58条の5関係)

ア 「汚染された土地」において土地の区画形質の変更を行おうとする者は、当該変更により土壌汚染に起因する公害が生ずるおそれがないことが明らかな場合を除き、あらかじめ、当該変更起因して生ずる公害を防止するために必要な計画その他の事項について、当該汚染された土地の周辺の地域の住民等に周知させるよう努めなければならないものとした(条例第58条第2項)。

なお、「当該変更により土壌汚染に起因する公害が生ずるおそれがないこと

が明らかな場合」としては、盛土や舗装のみを行なう場合等が考えられる。また、周知の具体的な方法及び内容等については、土壌汚染の調査及び講ずべき措置に関する指針で定めるものとした。

「汚染された土地」には、次に掲げるいずれかの調査の結果、特定有害物質又はダイオキシン類による汚染状態が（２）に規定する基準に適合していないと認められた土壌が存在する土地が該当する（規則第48条の５）。

(7) 条例第59条第3項本文（条例第63条の2第2項において準用する場合を含む。）又は条例第60条第2項（条例第63条の3において準用する場合を含む。）の規定による調査

(イ) 土壌汚染対策法第2条第2項に規定する土壌汚染状況調査（同法第14条第3項の規定により土壌状況調査とみなされる調査を含む。）

(ウ) 前2号に掲げるもののほか、条例第58条の6の指針に定められた調査の方法と同等以上の方法により行った調査

なお、ここでいう「汚染された土地」には、(ウ)のとおり、法令に基づかず自主的に行なわれた調査により土壌汚染が判明した土地も含まれることに留意されたい。

また、「汚染された土地」に該当する場合でも、その後、汚染の除去等の措置の実施に伴い行なわれたより詳細な調査等により汚染がないことが判明した土地や、汚染土壌について土壌汚染の除去の措置が講じられた土地については、それ以降は「汚染された土地」には該当しないものとして扱われる。

イ 「汚染土壌」の運搬又は処理を他人に委託する者は、当該運搬又は処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとした（条例第58条第3項）。なお、措置の具体的な内容については、土壌汚染の調査及び講ずべき措置に関する指針で定めるものとした。

「汚染土壌」には、次に掲げる土壌が該当する（規則第48条の6）。

(7) 汚染された土地の土壌（汚染されていない土壌を除く。）

(イ) 汚染された土地から搬出された土壌（汚染されていない土壌を除く。）

(ウ) (ア)又は(イ)に掲げるもののほか、規則第48条の4に規定する基準に適合していないと認められた土壌

ここで「汚染されていない土壌」とは、「汚染された土地」内にある土壌のうち、汚染の到達深度より深い位置にある土壌や、掘削後に汚染土壌の浄化等の処理を行うことにより、規則第48条の4に規定する基準に適合することとなった土壌が該当する。

なお、(ウ)に該当する土壌には、土木工事等に伴い土壌を搬出する際に、汚染の有無を確認するため、搬出を行なう者が自ら試料の採取方法を定めて行なう調査により汚染が判明した土壌が想定される。

この場合の調査は、掘削後に行う調査により汚染が判明したもの又は掘削前に行なう調査（規則第48条の5に規定する方法以外の方法により行なわれたものに限る。）により汚染が判明したものが対象となる。

これは、土壌の搬出を前提とした調査により汚染が認められた場合については、規則第48条の5に規定する方法以外の方法により行なわれた調査によるものであっても、汚染が判明した場合には条例第58条の3から第58条の5の規定により適切に処理等を行なうことを求める趣旨のものであるが、土壌の調査は、一般に標本調査により行なわれるものであり、試料として採取し測定した土壌の周辺の土壌を汚染土壌として扱うためには、予め試料の抽出方法（サンプリング方法）が適切に定められている必要があることに留意されたい。

なお、サンプリング方法としては、土壌汚染対策法第16条第1項の環境省令で定める方法の他、発生土の受入地が設定する土砂検定基準に定める方法等が想定される。

- ウ 「汚染された土地」の土地所有者等は、当該汚染された土地を譲渡し、貸与し、又は返還しようとするときは、その相手方に対し、当該汚染された土地の汚染状態に関する情報を提供するよう努めなければならないものとした。（条例第58条の2）

なお、土地を貸与する場合について、貸与された者に土地の形質の変更を行う権限を与えない場合にまで情報提供を努めるよう求めるものではない。

- エ 汚染土壌を運搬する者は、汚染土壌の運搬に伴う公害を防止するため、次の事項の実施に努めなければならないものとした。（条例第58条の4）

(7) 特定有害物質若しくはダイオキシン類又はこれらを含む固体若しくは液体の飛散、揮散、流出又は地下への浸透を防止するために必要な措置を講ずること。

(イ) 汚染土壌とその他の物を混載する場合は、運搬の過程において、汚染土壌とその他の物を混合してはならないこと。

(ウ) 異なる汚染された土地から搬出された汚染土壌を混載する場合は、搬出された汚染された土地ごとに区分して運搬すること（当該汚染土壌を一の施設において処理する場合を除く。）。

なお、(7)に定める措置の具体的な内容については、土壌汚染の調査及び講ずべき措置に関する指針で定めるものとした。

- オ 汚染土壌の処理を行う者は、汚染土壌の処理に伴う公害を防止するため、次に掲げる事項の実施に努めなければならないものとした。（条例第58条の5）

(7) 処理する汚染土壌の特定有害物質又はダイオキシン類による汚染状態に照らして適切と認められる方法により処理を行うこと。

(イ) 特定有害物質若しくはダイオキシン類又はこれらを含む固体若しくは液体

の飛散、揮散、流出又は地下への浸透を防止するために必要な措置を講ずること。

(ウ) 処理した汚染土壌を搬出する場合は、あらかじめ、当該処理した汚染土壌が第58条第2項の規則で定める基準に適合するものであることを確認すること（当該処理した汚染土壌の処理を他人に委託するために搬出する場合を除く。）。

(イ) 汚染土壌の処理を業として行う場合は、当該処理を行う土地の周辺における汚染土壌の運搬の用に供する自動車その他の車両による公害の発生を防止すること。

なお、(ア)及び(イ)に定める処理の方法及び措置の具体的な内容については、土壌汚染の調査及び講ずべき措置に関する指針で定めるものとした。

また、(ウ)については、浄化等処理施設において浄化又は溶融が行なわれた汚染土壌を浄化済土壌として搬出する場合を想定したものであり、処理が適切に行われたことを確認するための調査の方法は、「汚染土壌の処理業に関するガイドライン改訂第2版」（平成24年5月環境省 水・大気環境局土壌環境課）2.2.6(17)及び「ダイオキシン類基準不適合土壌の処理に関するガイドライン」（平成23年3月環境省水・大気環境局土壌環境課）3.8.2で定められた方法を参考とされたい。

また、汚染土壌の処理を業として行う場合については、(エ)のとおり当該事業に係る搬出入作業による公害が発生しないよう、また付近住民の安全及び利便を阻害するおそれのないよう搬出入の計画に見合った十分な幅員等を有する搬入道路が確保できる場所で行なうことが望まれる。

(4) 汚染土壌による埋立て等の禁止（条例第58条の3関係）

ア 何人も、「汚染土壌」を使用して埋立て、盛土その他の土地への土砂の堆積（以下「埋立て等」という。）を行ってはならないものとした。ただし、生活環境を保全するために必要な措置として次の措置が講じられている埋立て等にあつては、その限りでないものとした。（条例第58条の3第1項）

なお、建築の建設工事等に伴い発生した汚染土壌を当該土地に埋め戻す行為（当該行為により汚染土壌が新たに帯水層に接するおそれがある場合を除く。）については、ここでいう「埋立て、盛土その他の土地への土砂の堆積」には該当しない。

(7) 汚染土壌の処理のため、汚染土壌の埋立て又は盛土を行う場合については、土壌汚染対策法第22条第1項の許可に係る同項で定める汚染土壌処理施設において行うこと又は特定有害物質若しくはダイオキシン類若しくはこれらを含む固体若しくは液体の飛散、揮散、流出若しくは地下への浸透を防止する

ための措置を講じたうえで行なうこと。

- (イ) 汚染土壌の処理のため、汚染土壌の一時的な堆積を行う場合については、指定事業所（別表第1の51の2に掲げる汚染土壌の処理の作業を行うものに限る。）又は土壤汚染対策法第22条第1項の許可に係る同項で定める汚染土壌処理施設において一時的な堆積を行うこと。
- (ウ) 汚染土壌の積替えのため、汚染土壌の一時的な堆積を行う場合については、条例第58条の4第1号に規定する措置を講ずること。
- (エ) 土壤汚染の除去等の措置のため、汚染された土地で汚染土壌の一時的な堆積を行う場合については、当該汚染された土地を含む一連の敷地内で一時的な堆積を行うこと。
- (オ) 土壤汚染の除去等の措置のため、汚染された土地で汚染土壌の埋め戻しを行う場合については、当該汚染された土地内で埋め戻しを行うこと。

なお、(ア)の土壤汚染対策法第22条第1項の許可に係る同項で定める汚染土壌処理施設以外の場所で汚染土壌の埋立て又は盛土を行う場合における特定有害物質若しくはダイオキシン類若しくはこれらを含む固体若しくは液体の飛散、揮散、流出若しくは地下への浸透を防止するための措置としては、「汚染土壌処理業に関する省令」（平成21年環境省令第10号）第4条及び第5条又は「指定区域から搬出する汚染土壌の取扱いについて」（平成15年2月14日環水土第25号）に定める基準に準じて行なわれる措置が考えられる。

(エ)の「当該汚染された土地を含む一連の敷地内」とは、当該汚染された土地を含む事業所の敷地の範囲等、一定の目的のために一体として利用されている土地の範囲が該当する。

(オ)の「土壤汚染の除去等の措置のため、汚染された土地で汚染土壌の埋め戻しを行う場合」とは、汚染土壌の封じ込め措置、区域内土壤入れ替え措置、汚染が判明した一連の土地の土壤の集約等の措置に伴う汚染土壌の埋め戻しが該当する。

なお、当該規定は、埋立て等を行なう時点において汚染土壌であることが判明しているものを対象としているため、埋立て等を行なった後に実施した調査により埋立等を行った土壌に係る汚染が判明した場合には、当該規定は適用されないことに留意されたい。

また、当該規定に違反して汚染土壌の埋立て等が行われている場合は、条例第58条の3の規定により当該行為の継続の中止を求めることになるが、同条の規定は既に行なわれた埋立て等に関する原状回復まで求めるものではないことにも留意されたい。

なお、当該違反行為により条例第113条の3に規定する環境汚染が発生した場合には、条例第113条の6の規定により、環境汚染原因者に対して環

境汚染対策計画の作成及び実施の義務が課せられるほか、当該汚染土壌に起因して現に人の健康に係る被害のおそれが生じ、又は生ずるおそれが認められる場合については、条例第113条の7に基づく地下水の水質の浄化に係る命令又は土壌汚染対策法第5条に基づく調査命令の発出について検討を行なう必要がある。

イ 土地所有者等は、前項の規定に違反することとなる埋立て等を行わせるために、その所有し、管理し、又は占有する土地を譲渡し、又は使用させてはならないものとした。（条例第58条の3第2項）

（5）土壌汚染の調査及び講ずべき措置に関する指針（条例第58条の6関係）

知事は、特定有害物質又はダイオキシン類による土壌の汚染状態その他の事項の調査及び汚染土壌による人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために講ずべき措置に関する指針を定め、これを公表しなければならないものとした。

（6）特定有害物質使用地又はダイオキシン類管理対象地における土壌の汚染の状況の調査方法の変更（条例第59条第3項、第60条第2項、第63条の2、第63条の3関係）

「土壌その他の試料の採取及び測定」の具体的内容については、土壌汚染の調査及び講ずべき措置に関する指針で定めるものとし、施行通知別紙「第37章「土壌、地下水及び地盤環境の保全」について（3）ア(ウ) b」を次のように改める。

なお、条例の施行日前に着手した調査については、従前の例によるものとした。

b 調査の内容

調査の内容は次に定める内容とする。（規則第50条第1項）

- (a) 規則第49条第2項に掲げる事項に係る資料の調査、関係者に対する聞き取り、現場の踏査その他の必要な調査を実施すること。
- (b) 土壌その他の試料の採取及び測定を行うこと。
- (c) その他知事が特に必要と認める調査を実施すること。

ここで、(a)の資料等の調査は、特定有害物質使用事業所を廃止しようとする全ての事業者の義務であるが、条例第59条第1項の規定による記録で原則足りるものであり、作成等をしていない場合、記録が不十分である場合に改めて調査が必要となる。

資料の紛失等があった場合は、実際に有害物質を取り扱う部門の責任者や、古くからの従業員に対して聞き取りを行い、記録に残っていない事故や不適切な取り扱いがなかったかどうかを確認する。

現場踏査が必要と判断される場合には、現場で特に目に付いた点について記録するとともに、スナップ写真等、現場の概況がわかるような資料を作成することが必要となる。

また、(b)の「土壌その他の試料の採取及び測定」の具体的内容については、土壌汚染の調査及び講ずべき措置に関する指針で定めるものとした。

なお、この条例でいう「土壌の汚染が確認された場合」には自然由来による汚染は含まないこととする。

重金属類による土壌汚染には自然的要因によるものと思われる場合があるが、そのような汚染については、調査結果を「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について」（平成22年3月5日環水大土発第100305002号）別紙に基づき検討した上で、自然的要因による汚染であるかどうかを判断することとする。

(7) 特定有害物質使用地又はダイオキシン類管理対象地における非常災害のために必要な応急措置として行う土地の形質に係る規定の追加（条例第60条第1項、第6項、第63条の3関係）

特定有害物質使用地又はダイオキシン類管理対象地において土地の区画形質の変更を行なう場合の事前届（土地区画形質変更等届）について、非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、当該事前届出を不要とし、形質変更を行なった日から起算して14日以内に、規定の様式によりその旨を知事に届け出るものとした。

(8) 特定有害物質使用地又はダイオキシン類管理対象地における土地の形質変更時の土壌の汚染の状況の調査規定の例外（条例第60条第2項、第63条の3関係）

土地の区画形質の変更のうち、土地の形質の変更であって、当該変更に起因して公害が生ずるおそれがないことが明らかなものとして次に掲げるものを行なう場合については、条例第60条第2項（条例第63条の3において準用する場合を含む。）に基づく土壌の汚染の状況の調査の実施を不要とした。

ア 土壌の掘削を伴わない土地の形質の変更

イ 土壌の掘削を伴う土地の形質の変更であって、次のいずれにも該当するもの

(7) 土地の形質の変更を行う土地の土壌に規則第2条の2第9号から第18号まで及び第22号に掲げる物質による汚染のおそれがないと認められること。

(4) 掘削した土壌を当該土壌の掘削を行った土地を含む特定有害物質使用地から搬出しないこと。

(ウ) 土壌を掘削する深さまで帯水層が存在しないと認められること。

(エ) 掘削した土壌の飛散、揮散、流出若しくは地下への浸透を防止するための措置を講ずること。

ここで、アの「土壌の掘削を伴わない土地の形質の変更」に該当するものとしては、盛土又は舗装のみを行なう土地が考えられる。

また、イ(イ)の場合については、条例第59条第1項又は条例第63条の2により土壌を掘削した位置及び移動させた先の位置を記録する必要があることに留意されたい。

さらに、イ(ウ)については、あらかじめ帯水層の位置が把握できていない場合はこれに該当しないものとして扱うものとする。

なお、これらの要件に該当する土地で形質変更を行なう場合についても、条例第60条第1項（条例第63条の3において準用する場合を含む。）に基づく土地区画形質変更等届出書の提出は必要であることに留意されたい。

(9) 土地の区画変更の際に土壌汚染が判明した場合の公表規定の追加（条例第60条第3項、第63条の3関係）

特定有害物質使用地又はダイオキシン類管理対象地において土地の区画を変更する際に実施した土壌の汚染状況の調査により土壌汚染が確認された場合について、条例第59条第4項に定める特定有害物質使用事業所の廃止時調査により土壌汚染が確認された場合と同様に、知事は土壌の汚染が確認された土地の住所その他の規則で定める事項を公表するものとした。

(10) 特定有害物質使用地又はダイオキシン類管理対象地における公害防止計画及び周知計画に係る規定の変更（条例第60条の第4項、第60条の2、第63条の3関係）

ア 特定有害物質使用地又はダイオキシン類管理対象地における公害防止計画及び周知計画は、第58条の6の土壌汚染の調査及び講ずべき措置に関する指針に基づき作成するものとした。（条例第60条第4項、第60条の2、第63条の3）

イ 条例第60条第2項の調査により土壌の特定有害物質による汚染状態が第58条第2項の規則で定める基準に適合していないことが確認された特定有害物質使用地について、土壌汚染対策法第6条第1項又は同法第11条第1項の規定による指定がされた場合にあつては、当該指定に係る土地の区域については、公害防止計画（当該指定に係る特定有害物質の種類と同一の特定有害物質に係るものに限る。）の作成を要しないものとした。（条例第60条第4項）

なお、これに該当する場合としては、条例第60条第2項の調査を実施した後、土壌汚染対策法第14条に基づく申請が行われ同法に基づく要措置区域等

に指定された場合や、同法4条2項に基づく調査命令が発出され同法に基づく要措置区域等に指定された場合が想定される。

(11) 土壌汚染による地下水への影響の調査規定の追加（条例第62条の2関係）

条例第59条第3項本文（条例第63条の2において準用する場合を含む。）若しくは第60条第2項（条例第63条の3において準用する場合を含む。）の規定による調査（以下「条例調査」という。）又は土壌汚染対策法第2条第2項に規定する土壌汚染状況調査の結果、当該条例調査又は土壌汚染状況調査を行った土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が第58条第2項の規則で定める基準（土壌に含まれる特定有害物質の量に関する基準を除く。）に適合していないと認められたときは、当該条例調査を行った者又は当該土壌汚染状況調査をさせた者は、条例第58条の6の土壌汚染の調査及び講ずべき措置に関する指針に基づき、当該土壌の汚染による地下水への影響を調査し、その結果を知事に報告しなければならないものとした。

ここで、土壌汚染対策法第2条第2項に規定する土壌汚染状況調査については、土壌汚染が判明した場合でも同法により必ずしも地下水への影響調査の実施が求められないこと及び平成21年6月の土壌汚染対策法の改正に伴い、同法の規定に基づき行なわれる土壌汚染状況調査の件数が増加していることを踏まえ新たに条例により調査を求めることとしたものであるが、条例調査により第58条第2項の規則で定める基準に適合していないと認められた場合の地下水への影響調査については、規則第50条第1項第3号及び第56条の3第1項第4号の規定を移行したものである。

なお、ここでいう土壌汚染対策法第2条第2項に規定する土壌汚染状況調査については、同法第14条第3項の規定により土壌汚染状況調査とみなされる調査は、含まれないことに留意されたい。

(12) その他、運用の見直し

(2) から (5) の変更等を踏まえ、施行通知別紙「第3の7 第7章「土壌、地下水及び地盤環境の保全」について (3) オ」を次のように改める。

オ 特定有害物質使用地における記録の交付等を要しない場合（第63条関係）

特定有害物質使用地においては、当該土地の汚染された土壌に起因する公害の発生を防止するため、継続的に適正な管理がなされることが原則であるが、当該地における土地の区画形質の変更に伴う公害が見込まれない状態になった場合においても義務を継続して課すことは不必要であるため、第63条では、第59条から第62条までの義務を課さないこととする場合を定めた。具

体的には、規則第56条において次の3つの場合を定めた。

(7) 汚染された土壌の無害化処理が完了した場合（規則第56条第1号）

「無害化処理」には、原位置抽出、原位置分解、ファイトレメディエーション、原位置土壌洗浄といった汚染の除去処理が該当する。

(イ) 汚染された土壌を敷地外に持ち出す方法による処理が完了した場合（規則第56条第2号）

汚染された土壌が敷地外に持ち出され、当該土地については汚染土壌が存在しなくなる場合である。汚染土壌を敷地外で処理する際には、条例第58条第3項及び条例第58条の3から第58条の5までの規定に従い適切に処理を行なう必要があることはいうまでもないが、場所を変えた公害の発生の要因ともなりかねないことから、事業者においてはできる限り現地内処理を優先することが望まれる。

(ウ) その他土地の区画形質の変更に伴う汚染された土壌に起因する公害の発生が見込まれない場合として知事が認める場合（規則第56条第3号）

将来的に様々な土地の利用形態が考えられることから、個別に知事又は委任市長が判断できるように設けた規定である。

なお、条例第59条第3項（条例第63条の2において準用する場合を含む。）又は条例第60条第2項に基づく調査（土地の区画の変更に伴う調査に限り、条例第63条において準用する場合を含む。）により条例第58条第2項の規則で定める基準に適合しないことが確認されなかった土地もこれに該当するものと考えられる。

7 自動車の使用に伴う環境負荷の低減関係

(1) 特定低公害車の導入義務の削除（第89条～第93条関係）

改正前の条例では、一定規模の事業者に対し、知事が指定する特定低公害車を一定割合導入することを義務付けていたが、自動車排出ガス測定局における大気環境の改善状況や、より低公害な自動車が製造・販売されている現状等を踏まえ、条例では当該義務付けを廃止した。

一方、条例における低公害車の定義を見直し、明確にすることによって、自動車を購入するもの、使用する者、販売を業とする者及び製造する者に対し、より一層の低公害車の使用等を促すものである。

なお、知事が別に定める低公害車の指定については、原則として、排出ガスを排出しない、又は排出量が相当程度少ないと認められる自動車として、九都県市低公害車指定制度に基づき指定された自動車等を公表するものである。

また今回改正した「環境への負荷の低減に関する指針」においても、自動車の使用に伴う環境負荷を低減するための事項として、低公害車の導入、燃費目標の設定、エコドライブの教育実施及び関係者へのエコドライブ等の要請という4項

目を定め、事業者による自主的な取組を促すこととしている。

(2) その他

条例第88条の2第1項、第90条、第94条の2、第96条、第96条の8第2項に基づく勧告規定を、条例第110条の2に統合するとともに、第94条の2に基づくアイドリング・ストップの勧告に従わなかった者については、その氏名等を公表できるように、所要の改正を行った。

8 環境情報の提供及び周辺の地域の環境への配慮の促進

(1) 事業者の責務（条例第97条関係）

県民の環境に関する意識の高まりを踏まえ、事業者の環境の保全に関する活動や環境への負荷を生じさせる事業活動の状況などの環境情報を、県民と事業者が共有し相互理解を進める趣旨の規定を設けた。

これに伴い、事業者による環境情報の提供を促進するため「環境情報の提供に関する指針」を定めた。

なお、環境情報の提供に当たり、事業者及び事業所の周辺の地域の住民（以下、「近隣住民等」という。）は、次の事項に留意することが望まれる。

ア 事業者は、近隣住民等の不安の解消に配慮し、事業活動への信頼性、透明性を高めることを主眼として、適切な環境情報の提供に努めること。

なお、規模の小さな事業にあっても、事業活動の影響を直接的に受ける可能性のある者（環境情報の提供対象者）が存在するとの認識のもと、近隣住民等の情報ニーズを可能な限り把握し、関心度の高い情報を優先して提供するように努めること。

イ 事業者は一方的に情報を提供するという意識ではなく、近隣住民等の情報ニーズに応えるよう努めること。

ウ 事業者は、近隣住民等からの問い合わせの受付窓口を設置するなど日常的に近隣住民等との信頼関係を構築することができるよう配慮すること。また、近隣住民等の理解を一層促進するため、必要に応じて事業所見学会などによりコミュニケーションの機会を設けるよう配慮すること。

エ 近隣住民等は提供された情報を客観的に判断し、双方が相手側の立場を理解する姿勢を持つことにより適切なコミュニケーションに努めること。

(2) 環境情報の提供に関する指針（条例第98条関係）

条例第97条の規定に基づき定められた当該指針は、条例第99条第1項に規定する周辺の地域の環境への配慮が特に必要と認められる事業で規則で定めるものを行おうとする者（以下「周辺環境配慮事業者」という。）に係る事項及び全ての

事業者に係る事項を規定した。

なお、周辺環境配慮事業者であっても、事業の開設後にあつては、次項のイの規定により環境情報の提供は努力義務となる。

ア 周辺環境配慮事業者に係る事項（義務規定）

周辺環境配慮事業者に対し、事業を行うに当たり、あらかじめ、近隣住民等に環境情報の提供を義務付けたことをから、提供する環境情報の内容及び方法を規定した。

(7) 環境情報の内容

周辺環境配慮事業者が近隣住民等に提供すべき環境情報は、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律第77号）」や環境省が作成した「環境報告ガイドライン（2012年版）」を参考にして、「環境の保全に関する活動の状況等に関する事項」、「環境への負荷を生じさせる事業活動の状況等に関する事項」及び「事業者が必要と認める事項」を規定した。

(1) 環境情報の提供の方法

環境情報の提供の方法については、次の形式のうち、事業者自らが選定することとした。

- a 環境報告書又はチラシの配布、ホームページへの掲載、掲示板への掲示等の伝達形式
- b 意見交換会等の対話形式
- c 説明会等による報告形式

イ 全ての事業者に係る事項（努力義務規定）

事業活動の状況に関する県民の理解を深め、県民と事業者の相互理解を進めるため、近隣住民等のほか、事業者が必要と認める者に環境情報を提供するものとして、環境情報の内容及び方法を規定した。

(7) 環境情報の内容

全ての事業者が提供する環境情報は、前項で記載した「環境の保全に関する活動の状況等に関する事項」、「環境への負荷を生じさせる事業活動の状況等に関する事項」及び「事業者が必要と認める事項」と規定した。

(1) 環境情報の提供の方法

環境情報の提供の方法については、次の形式のうち、事業者自らが選定することとした。

- a 環境報告書又はチラシの配布、ホームページへの掲載、掲示板への掲示等の伝達形式
- b 意見交換会等の対話形式
- c 説明会等による報告形式

(3) 周辺環境配慮計画書の提出（条例第99条関係）

ア 周辺環境配慮事業者（条例第99条第1項）

周辺環境配慮事業者は、条例第99条第1項の規定を受けた施行規則第88条第1項に規定されており、対象は次のいずれかの作業を行う事業者である。なお、新設の事業所に限らず、既存の事業所であっても、次のいずれかの作業を新たに行う事業者は対象となる。

(7) 規則別表第1の51の項に掲げる廃棄物焼却炉において廃棄物を焼却する作業

(イ) 規則別表第1の61の項に掲げるボイラーにおいて再生資源の燃焼により発生する熱を原動力とする発電を行う作業

(ウ) 施設（常時使用する従業員の数が30人未満の事業所に係る施設を除く。）において先端技術（マイクロエレクトロニクス、バイオテクノロジーその他知事が先端技術と認める技術をいう。）を用いて化学物質の反応、分解、合成等又は生物の遺伝子の組換えを行う作業

ここで、「ボイラーにおいて再生資源の燃焼により発生する熱を原動力とする発電を行う作業」は、例えば木質系の燃料とする流動床ボイラーを用いた発電の作業が該当する。

なお、再生資源をボイラーで直接燃焼する場合は該当し、例えば再生資源を一旦ガス化して燃焼する場合には該当しない。

次に、先端技術であるマイクロエレクトロニクスとは、半導体素子の超微細化・集積化に関する技術であり、これを用いた化学物質の反応、分解、合成等を行う作業としては、基盤へのイオン注入作業等が該当する。

また、先端技術であるバイオテクノロジーとは、遺伝子組換えに関する技術であり、これを用いた生物の遺伝子の組換えを行う作業が該当する。

その他知事が先端技術と認める技術は施行時点では特に定めないが、今後の状況に応じて適宜追加を検討する。

イ 環境情報提供の義務（条例第99条第1項）

周辺環境配慮事業者は、当該事業を行うに当たり、近隣住民等に環境情報を提供するとともに、この環境情報の提供を行う前に、周辺環境配慮計画書を知事に提出しなければならないとした。提供する環境情報の内容及び方法は、(2)の指針によるものとする。

ただし、規則第88条第1項で規定した作業以外の作業でも、同項で規定した事業の中で行う場合には、その作業から生じる公害等に関する情報についても提供の対象となる。

なお、この規定は、新たに周辺環境配慮事業者該当する事業を実施しよう

とする場合に適用されるものであり、条例の施行時点で、既にこれらの事業を行っている事業者は本条項の対象とはならない。

次に、近隣住民等とは、当該事業を行う事業所の周辺の地域において、事業活動の影響を直接的に受ける可能性のある範囲の住民が該当するが、必要に応じて、当該範囲内にある公益的施設の管理者及びその他事業者についても対象に加えるものとする。

また、この範囲の設定にあつては、(2)の指針に基づいて行った調査の結果を勘案して適切な範囲とする。

なお、この範囲が周辺の土地利用の状況や地形などにより明確にならない場合は、隣接する自治会の範囲とする。

周辺環境配慮事業者が、環境情報の提供を行わず、また、環境配慮計画書を提出しない場合は、条例第110条の2に基づき周辺配慮計画書の提出など必要な措置を講ずるよう勧告し、勧告に従わない場合は、条例第110条の3の規定により氏名等の公表を行うことができることとした。

なお、当該事業所が指定事業所に該当する場合、この環境情報の提供を行ったか否かは指定事業所の許可要件とはならない。

従つて、環境配慮計画書が提出されずに、第3条又は第8条の許可申請がなされたとしても、未提出を以つて許可申請に係る処分は保留できない。

ウ 周辺環境配慮計画書の提出（条例第99条第2項）

周辺環境配慮計画書の提出期限は環境情報提供の日を基点として14日前までとし、当該条項に規定した事項を記載した周辺環境配慮計画書を知事に提出しなければならないこととした。

エ 調査結果書の添付（条例第99条第3項）

イの周辺環境配慮計画書には、周辺の地域の生活環境に及ぼす影響（規則第88条第1項第1号及び第2号に掲げる作業を行う事業にあつては、排煙、粉じん、悪臭、排水、騒音及び振動、また、第3号に掲げる作業を行う事業にあつては排煙、悪臭、排水、騒音及び振動）の調査結果を添付しなければならないこととした。

なお、当該調査の方法は、条例101条の3に規定する「周辺の地域の生活環境に及ぼす影響の把握に関する指針」に定めた。

また、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は神奈川県環境影響評価条例（昭和55年神奈川県条例第36号）に基づく調査を実施した場合は、当該調査は不要とした。

オ 指導及び助言（条例第99条第4項）

提供内容及び方法に問題がある場合、改正前の条例の環境配慮書と同様、周辺環境配慮事業者に対し、知事は必要な指導及び助言を行うことができるもの

とした。

(4) 周辺環境配慮報告書の提出（条例第100条及び第101条関係）

ア 周辺環境配慮報告書の提出（条例第100条）

周辺環境配慮計画書を提出した者に対し、環境情報を提供した場合は、提供した環境情報の内容と提供方法を記載した周辺環境配慮報告書を、事業のための工事着手又は作業を実施する30日前までに知事に提出しなければならないとした。

なお、当該報告書を提出しない者には、周辺環境配慮計画書の未提出の場合と同様、知事は提出を勧告し、従わない場合は氏名等を公表できることとした。

イ 変更等の届出（条例第101条）

周辺環境配慮報告書を提出した者は、当該報告書の内容に変更が生じた場合、30日以内に届け出なければならないとした。

(5) 周辺地域の環境への配慮の促進（条例第101条の2、第101条の3関係）

ア 周辺地域の生活環境に及ぼす影響の把握（条例第101条の2）

事業者に対し、環境への負荷を低減するため、周辺地域の生活環境に及ぼす影響の把握とともに、周辺地域の環境への配慮に関する努力規定を設けた。

イ 周辺地域の生活環境に及ぼす影響の把握に関する指針（条例第101条の3）

この指針は、事業者が実施する周辺の地域の生活環境に及ぼす影響の把握を支援することを目的として、事業者が実施する周辺の地域の生活環境に及ぼす影響の把握にあたり、影響を及ぼすおそれのある項目の選定、その項目に関連する事項の予測及び測定による把握などを定めたものであり、周辺環境配慮事業者の指導・助言等に活用する。

なお、事業者の形態に応じて、周辺環境配慮事業者、指定事業所を設定する事業者及びそれ以外の事業者の3つに分類して対応を規定した。

(7) 周辺環境配慮事業者

条例第99条第3項の規定に基づき、周辺の地域の生活環境に及ぼす影響について調査し、その結果を周辺環境配慮計画書に添付して提出するものとした。

この指針では、周辺環境配慮計画書の提出までに行う調査の内容に加え、事業の開始後において実施する周辺の地域の生活環境に及ぼす影響の把握について規定した。

a 周辺環境配慮計画書の提出までに行う調査の内容

(a) 事業に伴い周辺の地域の生活環境に影響を及ぼす又はそのおそれのある項目の選定について規定した。

なお、排水を排出しない場合は当該項目の調査は対象外として差し支えないものとし、その除外の理由を明示してもらうこととした。

(b) 選定した項目について、周辺の地域の生活環境に及ぼす影響の予測の方法等を規定した。

なお、指定事業所に該当する場合で、排水、騒音、振動の予測値にあつては、指定事業所の設置許可申請書に記載する事項を、この調査の結果として差し支えない。

b 事業の開始後において実施する周辺の地域の生活環境に及ぼす影響の把握

(a) 周辺環境配慮事業者が事業の開始後において実施する周辺の地域の生活環境に及ぼす影響の把握について規定した。

(イ) 指定事業所を設置する事業者

条例では、指定事業所の設置の際に、その事業活動や公害防止対策を総合的に審査し許可を行う許可制度を設けていることから、条例第101条の2の規定により当該指定事業所の事業活動に伴う影響を把握するために、事業開始後に把握する項目、把握方法を規定した。

(ウ) 全ての事業者

事業者による周辺の地域の環境への配慮を促進するため、(ア)、(イ)以外の事業者においても、周辺の地域の生活環境に及ぼす影響を把握するものと規定した。

把握の方法は、事業内容、事業所の形態等に応じ、目視・体感による確認、行政機関の環境情報の収集、必要に応じた騒音等の測定とした。

9 環境保全に係る知事の措置等

(1) 違反者への勧告及び違反者の公表（条例第110条の2，第110条の3関係）

これまで、各章で個別に規定していた違反者等への勧告の規定を条例第110条の2にまとめて規定し直すとともに、今回の改正により追加された規定等の実効性を高めるため、勧告の対象となる違反行為を追加した。また、併せて違反者の公表の対象となる違反行為についても追加した。

これにより、知事は、条例の規定に違反している者又は責務を果たしていない者若しくはそのおそれがある者に対して、必要な措置をとることを勧告することができ、当該勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、当該勧告を受けた者の氏名、違反の事実その他の規則で定める事項を公表できることとなった。

(2) 事故時の措置（条例第113条関係）

近年、特定有害物質等が環境中に放出される事故の原因が多様化していることから、今回の改正では、さらに事故の対象範囲を広げ、「施設、容器等の破損

等」に限らず、「事業所において生じた」事故全てを措置対象とした。

ア 通報受理機関の追加等（条例第113条関係）

通報受理機関は、施行通知別紙において、市町村の公害主管課（室）又は地域県政総合センター環境部としていたが、改正前の規則では地域県政総合センター環境部のみが規定していた。

そこで、今回の改正で条例本文に通報受理機関として「関係市町村長」を追加した。

また、事業者からの事故の状況及び応急措置の報告については、条文上の規定がなく任意で提出を求めていたが、今回の改正において事業者は通報受理機関に報告することを規定した。

イ 事故時における物質の追加（規則第92条関係）

平成23年3月に水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）の一部が改正され、同法に基づく事故時の措置の対象物質として52項目の指定物質が定められたことを受け、当該指定物質のうち、従前から規則第92条に定める事故時における物質として指定されているもの（アルカリ性物質、酸性物質又は油脂類に含まれるものを含む。）を除く32物質について、同条に定める事故時における物質に追加した。

なお、これにより規則の公布時点における水質汚濁防止法に定める指定物質は、その全てが条例第113条に基づく事故時等の措置の対象とされたことに留意されたい。

（3）環境汚染発生時の措置等（条例第113条の3～第113条の7関係）

これまでの地下水浄化対策の手法を基本にして、大気、水質及び土壌についても、環境汚染が確認された場合における汚染源の究明及び汚染原因者に対して環境汚染を改善するよう指導するための仕組みを規定した。

施行規則別表17左欄に定める物質について、同表中欄に定める基準値を超えるおそれがあると認める汚染が発生した場合を条例第113条の3における「環境汚染」と規定した。

また、環境汚染の有無の確認は、県等が大気及び公共用水域において実施した環境調査の結果のみならず、事業者等が実施した土壌及び地下水についての自主測定結果等によるものも対象とした。

ア 環境汚染の原因物質及び基準値の追加等（規則第93条の2、規則別表第17関係）

(7) 平成21年11月の水質環境基準の改正により1,4-ジオキサンが基準項目に追加され、1,1-ジクロロエチレンの基準が緩和されたことを受け、規則別表第17に定める水質に係る環境汚染の原因物質に1,4-ジオキサンを追加するとと

もに1,1-ジクロロエチレンに係る基準値を改めた。

(イ) 平成21年11月の地下水環境基準の改正により1,4-ジオキサン、塩化ビニルモノマー及びトランス-1,2-ジクロロエチレンが基準項目に追加され、1,1-ジクロロエチレンの基準が緩和されたことを受け、規則別表第17に定める地下水に係る環境汚染の原因物質に1,4-ジオキサン、塩化ビニルモノマー、トランス体の1,2-ジクロロエチレンを追加するとともに1,1-ジクロロエチレンに係る基準値を改めた。

なお、トランス-1,2-ジクロロエチレンについては、従前から規定されているシス-1,2-ジクロロエチレンと合わせて1,2-ジクロロエチレンとして規定した。

イ 環境汚染原因者となり得る者の追加（規則第93条の4関係）

条例第58条の3により新たに汚染土壌による土地の埋立て等を禁止したことに伴い、地下水汚染等の環境汚染原因地において事業を行っている者が当該環境汚染の原因者でないと認められる場合に環境汚染原因者となる者に、条例第58条の3の規定に違反して汚染土壌による土地の埋立て等を行った者を追加した。

なお、この規定は条例第58条の3の規定に違反していることを要件としているため、平成24年10月1日より前に汚染土壌による土地の埋立て等を行った者は対象とならないことに留意されたい。

ウ 地下水の水質の浄化基準の変更（規則第93条の5、規則別表第18関係）

ア(イ)と同様の理由から、規則別表第18に定める地下水の水質の浄化基準の項目に1,4-ジオキサン、塩化ビニルモノマー、トランス-1,2-ジクロロエチレンを追加するとともに1,1-ジクロロエチレンに係る基準値を改めた。

なお、トランス-1,2-ジクロロエチレンについては、従来から規定されているシス-1,2-ジクロロエチレンと合わせて1,2-ジクロロエチレンとして規定した。

10 雑則

(1) 許可申請等の代理行為（規則第94条第2項関係）

ア 経緯等

全国規模で事業を展開する大企業や県内に本社がない事業所の場合、申請書類等について権限を、法人の代表者から県内の事業所の長に委任していることが多い。

本条例の申請者は、法人の場合その代表者でなければならないが、指定事業所の許可申請時に慣例的に委任状の添付を認め、工場長等が指定事業所の設置者として申請することを運用上認めてきた。

しかし、条例に受任者の規定はなく、また指定事業所の設置者である受任者が変更されていても、変更を報告する規定がないことから、指定事業所における責任の所在が不明瞭になっている事例があった。

委任状の取扱いについては、改正公害防止条例に基づく「神奈川県公害防止条例に基づく指定工場設置許可申請書等の提出に係る委任状の取扱いについて」（昭和61年3月31日環境総務室長通知）及び「神奈川県公害防止条例に基づく指定工場設置許可申請書等の提出に係る委任状の取扱いについて（昭和61年3月31日環境総務室長通知）の1のただし書の運用について」（昭和61年3月31日環境総務室通知）の趣旨を継承しており、今回の改正においても、これまでの取扱いと同様とする。

イ 改正内容

今回の改正では、規則に規定する様式のうち、氏名欄等が設けられているものの全てに委任者である法人の代表者の氏名欄と受任者である工場長等の氏名欄を設けて2段書きすることを可能とした。

規則第94条第2項に代理人が申請の権限を有することを証明する書類の添付を規定し、申請者の地位の確認を行うこととした。

なお、規則94条第2項ただし書きの運用については、事業者が初めて申請等を行う場合は申請等手続行為を委任した旨の代表者等の委任状を添付させることは従前の取扱いと同様であるが、当該当事者の2回目以降の申請等については、1回目に提出された委任状をもって代用し、その内容に変更がない場合には、その都度新たな委任状の添付は要しないこととした。

ただし、委任者若しくは受任者又は受任権限の内容が変更された場合は、この限りではない。